千葉県でこれから浄化槽を設置する皆様へ

浄化槽を設置する際の申請書類には、
「浄化槽法第７条検査の検査手数料の納付書の写し」を貼付してください！

チーバくん

■ 浄化槽設置手続時の書類に貼付 ➡ ７条検査の検査手数料の納付書の写し

【７条検査の検査手数料納付書の写し】
※ 払込用紙については、各指定検査機関にお問い合わせください。

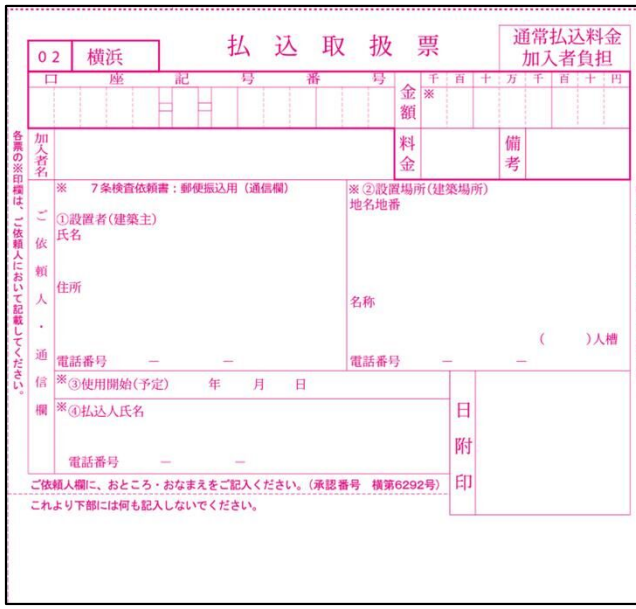

【申請書類】
建築確認申請時 ：浄化槽調書
建築確認申請なし：浄化槽設置届出書

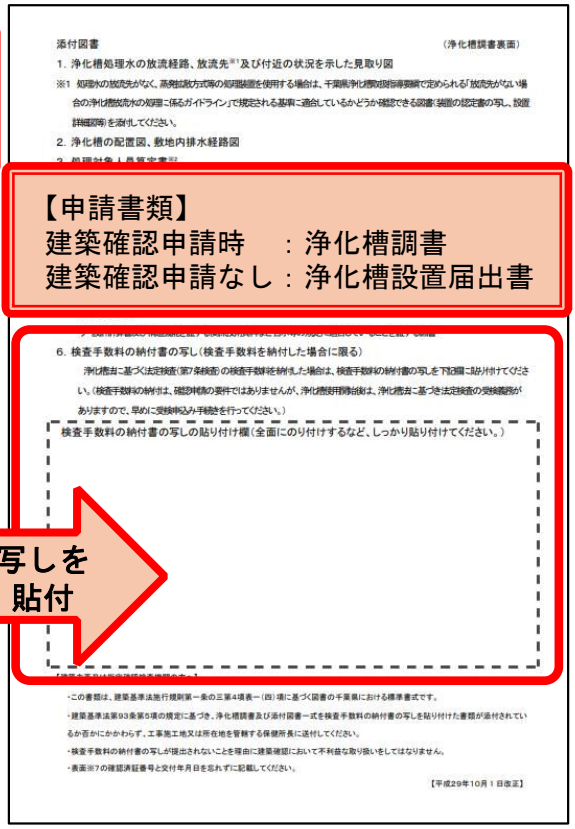

写しを貼付

■ ７条検査とは？

浄化槽法により、浄化槽使用開始後３か月を経過した日から５か月の間に受検することが義務付けられており、水質等を検査することにより、浄化槽の設置工事が正しく行われたかどうかを判断するものです。
県が指定した検査機関（指定検査機関）だけが実施できます。

■ ７条検査の申込先（指定検査機関）

機関名	担当区域	検査申込
公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター ☎ 043-246-6283 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、我孫子市、鎌ケ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村	
一般財団法人千葉県環境財団 ☎ 043-246-2079 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1（3階）	千葉市、市原市、袖ケ浦市、木更津市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、大多喜町、鋸南町	

■ 書類の様式や維持管理の詳しい情報については、以下のホームページをご覧ください

浄化槽 千葉県 🔍　浄化槽 千葉市 🔍　浄化槽 船橋市 🔍　浄化槽 柏市 🔍

令和６年１１月発行
千葉県水質保全課